

仮想口座利用規定

第1条 (仮想口座利用規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行の個別の預金規定により取扱います。ただし、この規定と預金規定の内容が異なる場合には、この規定が優先します。

第2条 (定義)

預金規定で定める定義のほか、この規定で定める用語の定義は次のとおりとします。

(1) 仮想口座

仮想口座とは当行が三井住友銀行から一括して貸与を受けて個々の顧客が当行にお持ちの普通預金口座に対して個別に専属番号(仮想口座番号)を付与するものであり、当行口座保有者である顧客の依頼により、あるいは特に顧客の拒絶のない限り、当行があらかじめ当行内の口座との組み合わせで設定し交付するものです。

(2) 国内被仕向振込

①この規定において国内被仕向振込とは他行から当行内にある顧客口座へ国内振込みを行うに際して予め付与された仮想口座番号を使用して振込みを仕向ける事を言います。

②国内被仕向振込を行う際の受取人名義は当行(韓国外換銀行/カンコクガイカンギンコウ)であり、仮想口座番号から当行内にある顧客口座への振替にかかる処理は当行が当行内部システムに口座番号と専属仮想口座番号を予め登録する事によって行います。

第3条 (仮想口座の利用の申込および登録)

仮想口座の利用申込みは次により取扱います。

(1) 利用の申込み

当行口座保有者である顧客の依頼により、当行内の口座と専属仮想口座番号の組み合わせで設定し交付します。

(2) 当行の自動付与

当行が予め定めた所定の預金に対しては特に顧客の拒絶のない限り、当行が預金口座開設時或は当行内口座と専属仮想口座番号の組み合わせで設定して交付致します。

第4条 (被振込の実行)

(1) 被振込の入金実行

被振込の口座への入金実行は、振り込まれた仮想口座番号と予め当行内に登録された専属仮想口座番号とが一致した場合及び、振込人名義が預金主本人であるかあるいは予め当行に届け出られた振込人名である場合のみ、前記3条に定めるとおりに予め専属仮想口座番号と組み合わせられて登録された当行内口座に振込金額を入金致します。

(2) 振込人の制限

本件振込専用仮想口座の使用にあたっては、原則的に預金主本人の入金の便に資することを目的としている事から、振込人と被振込人は預金主本人自身であることを原則とする。ただし、家族等の振込など、他者からの振込みもあり得るため、予め所定の様式で文書によって届け出て当行がその必要性を認めた場合のみ本人以外に4名(合計で5名)の振込人名を認めます。届出のない振込人からの振込みについては場合によっては「該当なし」として取り扱う事があります。

(3) 振込人の制限の解除

振込人の制限の解除は顧客の依頼により当行で審査後に妥当であると判断して了承するか、もしくは当行からの顧客への解除通知により行います。その際、必要に応じて当行は審査資料として財務資料(決算書等)他の各種資料を提出要請する事があるほか税制、追加資料を要請する事があります。当行の請求資料に対して適正に対応しない顧客に対しては制限解除は行いません。また、既に解除運用中の顧客であっても追加要請に応じない場合は制限解除あるいは仮想口座の利用をお断りする場合があります。

第5条 (被振込の成立と解除等)

(1) 被振込は、当行が上記第4条に定める被振込である事を確認して被振込金を受領し、その資金を届出/登録された当行内部預金口座に振り替えた時点で成立するものとします。

ただし、振込制限を解除した顧客に対しては振込人名の事前点検が出来ない事に鑑み、振込人の誤謬等による振込みである事を当行が確認した時点で口座所有者の同意の有無に関わりなく、取り消しの事実を通報するのみで取り消しを実施する事ができるものとし、被振込が成立しなかったものとします。

(2) 前項により被振込が成立したときは、当行は、その内容に関して、被振込人が要求した場合に限り、振込計算書等を交付します。ただし、振込制限を解除した顧客に対しては口座所有者の同意の有無に関わりなく、取り消しの事実を通報するのみで取り消しを実施できる前項(1)の特約により、振込計算書の発行は振込取消権を留保した形で発行いたします。

(3) 第1項により被振込の入金が成立した後においても、次の各号の事由の一つにでも該当すると認めるときは、当行が残高の範囲内において予め預金口座保有者に取り消しの意図を通知することによって被振込の入金の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。

- ①取引等の非常停止に該当するなど振込が関連法規等に違反する時
- ②戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生した場合はそのおそれがある時
- ③振込が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由がある時

(4) 前項による解除の場合には、振込依頼人から受領した振込資金等は仕向銀行を経由して依頼人に返還します。

第6条 (仮想口座番号利用の解除)

仮想口座番号利用の解除は、次により取扱います。

(1) 当行が利用者である口座保有者から書面によって解除を申し出る通知を受取ったとき

(2) 次の事項の一つにでも該当する場合には、当行は申込人に通知することなくこのサービス利用を解除する事ができます。

- ①1年以上このサービスの利用がない場合
- ②このサービスの利用名義人が存在しないことが明らかになった場合または利用名義人の意思によらずに申込みされたことが明らかになった場合
- ③このサービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④その他、使用状況に対する当行の点検の結果、本来の使用目的と著しく異なる使用が認められ、継続的に使用を認める事が困難な場合。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って頂きます。

①預金者が口座開設申込時とした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

第7条 (組戻し)

(1) 当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝達手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとりまします。

(2) 組戻しを依頼する関係銀行に対して当行が承諾した場合は被振込に係る返戻金は、直ちに仕向銀行を通じて振込依頼人宛に返還致します。

(3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

第8条 (手数料等)

仮想口座番号の利用については別途銀行で定めて公示あるいは通知する手数料を付加する事があります。

第9条 (本規定の適用と異議申し立て)

(1) 本規定の適用は公示を持って行います。仮想口座番号を使用する際は本規定の定める所に従ってください。

(2) 本規定の適用における異議申し立ては当行に対して行う事が出来ます。又、当行に対する異議申し立てに不服のある場合は各取扱支店を管轄する裁判所に異議の申し立てを行う事が出来るものとします。

第10条 (規定の変更)

(1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上